



アーカイブ 通信 No.10

No.10

2017.7.20

◆編集・発行：

ネットワーク・市民アーカイブ

◆tel: 042-540-1663 / fax: 540-1687 (事務局)

tel・fax: 042-536-5535 (市民アーカイブ多摩)

E-mail: simin-siry@nifty.com

www.c-archive.jp

〒190-0022 立川市錦町 3-1-28-301 (事務局)

◆正会員 1 口 6000 円、賛助会員 1 口 3000 円 / 年

(30 歳以下：正会員 4000 円、賛助会員 2000 円 / 年)

ゆうちょ銀行 振替口座 00120-9-729226

口座名：市民アーカイブ

開館3周年記念講演会報告

6月18日(日)午後2時30分〜5時

「情報公開」の現在とアーカイブ

三木由希子さん (特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス)



心配の声があったが、法的に決められた制度的手続きを踏んでいる限り、不利益を被ることはなかった。

制度外の場合には鋭く対立することがあるが、公文書の場合、市民には使える手段として情報公開が存在する。自分がやりながら、手段を使う意味と重要性に気づいていった。

現在は、行政を訴える側として裁判もしているが、自治体の情報公開審査委員会等の委員も務めており、両方の立場にいる。

●現在の問題と論点

南スーダン派遣PKO日報、森友学園国有地売却経緯文書、加計学園の獣医学部新設に関する協議文書などの問題は、実は特別ではなく、今回だけ文書が捨てられていたわけではない。問題の根本として、行政の隠ぺい体質があり、政権交代をしても大きく変わらなない。政府や行政組織としての普遍的な問題があり、情報公開や公文書管理の価値が今問われている。

●なぜ「情報公開」なのか

37年前の「情報公開法」を求める市民運動の背景には、公害・薬害の真相究明、救済に時間がかかること、因果関係の立証の必要性、情報自体の不在等があった。サリドマイドの被害者がメンバーに多く、薬害の情報があったのに、市民のために使えなかった。行政がどこまで知っていたのかが問題だが、時間がたつほど、情報がなくなっていく。主婦連や日本消費者連盟などと共同で活動し、市民自身が情報を公開させる権利をもつ必要性があった。

立法化は、70年代後半から日本消費者連盟、自由人権協会、市民クラブなどが主張。79年に「情報公開要綱」を自由人権協会が発表、81年には「情報公開権利宣言」を行った。

●市民立法としての情報公開法

情報公開は自治体から始まった。山形県金山町が自治体として第1号。神奈川県などに広がり、埼玉県、東京都へ。機関委任事務に関する文書を公開してよいか共通のテーマとしてあった。自治体の場合には、自分の身近な関心から情報を具体的に特定して請求することが可能。条例を70点とすると、国の

「市民アーカイブ多摩」という名称には、「市民活動資料のアーカイブ」であると同時に、「市民が運営するアーカイブ」でもあるという、2つの意味が込められています。「市民アーカイブ多摩」は、それ自身が市民活動・運動です。だからこそ、その運動が何をめざすのか、社会の現状をどう考えるのか、自問を重ねていく必要があります。

●情報公開クリアリングハウス

情報公開法を求める市民運動が前身で、1980年設立、99年5月の情報公開法制定を機に、現在の形になった。市民の知る権利の擁護を目的とし、制度利用者の支援(個人・政治家も含め)を行っている。行政は、法律を変えず運用で済むことは割合聞いてくれることがあり、こちらからの働きかけの重要性を感じている。

●自分の点数を知りたい

今後、高齢化とともに公共的なものの役割が大きく変わっていくだろう。それに伴う市民の役割を考えたい。

私自身の関わりは、大学に入った時、入試センター試験について点数を知りたいと思っ

たが、自分の情報を請求する権利が、教育と医療の分野についてはまだなかった。公立大学なので、自治体の制度を使って開示請求を行ったが、全面不開示となり、異議申し立てをした。最終的結論がでるまで2年かかり、「不開示決定争訟」という判断になり、クリアリングハウスに相談したら、裁判という形を提案され、大学を訴えることになった。訴えると不利益があるのではないか、という

制度は90点と、より良く、その後は、自治体が国にあわせて条例を改訂していった。今、条例は、ほとんどの自治体にある。

●種類と公文書管理制度の不備

情報公開制度の種類は、市町村、都道府県、広域連合などごとの条例の他に、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、裁判所、衆参両院もそれぞれ制度を持っている。

情報公開法ができて初めて、「行政文書」の定義が決まった。①職員が職務上作成・取得した文書 ②職員が組織的に用いる、③行政機関が保有している。



る。ただし、いずれも④歴史的な文書として特別の管理とされているものを除く。

行政文書ファイル管理簿が公表されるようになったことは大きな前進である。統一項目はできたが、どう管理するかは各機関の裁量にまかされた。以前は「永年保存」があったが、上限30年となり、30年経た時点で、移管か廃棄を決める。延長は可。歴史文書の公文書館への移管義務がなかったため、法施行直前に大量に捨てられた。文書の作成義務が規定されたが、義務の対象が狭く、歴史文書に対する開示請求制度はないのが実態である。

●公文書管理法への道

消えた年金記録や自衛隊のイラク派遣の航海日誌廃棄、C型肝炎の血液製剤の文書問題などがあり、研究会、有識者会議などへと発展する。アーカイブは「残して使う」ことが大切で、単に保存だけで終わらないことが大事。流れを受け2009年、政府が法案を提出、国会で大幅な修正後、可決、11年4月に施行した。東日本大震災後で周知が難しかったようである。

●情報公開・公文書管理の意義

適正な行政運営をしていけば公開は怖くない。良い行政組織

であるための条件となり、適切な行政運営の確保につながる。更に、行政組織の判断・決定・事業・実行の正当性を証明する手段ともなる。結果的に情報公開に積極的になれば、より良い仕事ができる組織体になる。

公文書管理法により、文書類が法律上「国民共有の知的資源」（みんなのもの）になった意味は大きい。また、作成義務が拡がり、意思決定だけでなく、その決定過程についても文書を作成しなければならぬ、となった。しかし、それを「保存せよ」とは書いてない欠陥はある。

●公文書管理の現状

3・11後の対応会議など一部の会議録が未作成だったことが問題となり、公文書管理委員会がガイドラインを変更。「意思決定型の会議等」「事務事業型の会議等」「閣議等」の議事録の作成が義務づけられた。14年以前は閣議録も作成されていなかった。

防衛秘密は公文書管理法の適用外で、廃棄し放題だったが公文書管理法の対象となり、廃棄の場合も審査が必要となった。

東京都も豊洲問題の記録の存在問題を受けて公文書管理条例が6月議会で制定された。国の公文書管理法と比べると、都の条例は評価としては半分以下

の粗いものになっている。

●問題意識を持ち、問うていく

「なぜ」がわかる文書を市民は求めている。誰が関わり、どう現状分析したのか、どんな選択肢を検討し、議論が行われ、誰の意見を聞いて、どの意見を採用したのかなど。決まったことだけでは市民の信頼は得られない。

情報公開制度を市民が使う時は知りたいことがあるからで、請求することで公文書やその管理の問題が問われる。それが行政組織全体のあり方について疑問を呈し、組織をより良くしていくことになる。

質疑応答から

参加者 保存、活用も大事だが、市民がアクセスするための手段、たとえば起案文書の一覧なども必要ではないか。

三木 起案文書の一覧は比較的取得しやすい。東京都の場合、電子決裁をしているケースが多く件名検索ができる。情報公開を求める場合、文書件名に頼って請求するのではなく、事象の仕組み（ルール）を調べるところを目指している。まずどこに情報の権限があるか探し、そこから請求する努力が必要となる。

参加者 ファイリングリストを行政に作らせたことがあるが、情報公開は住民がだまって

いてはダメで、住民から声をあげないと出てこないのでは。

三木 がんばった人だけが情報を得られるようでは不十分。それを共有し、より普遍的な仕組みにしていきたいことが重要。行政にまかせるとそこそここのものしか作らない。

参加者 情報公開法と公文書管理法の対象としているものは？ 公文書館にあるものは？ すでに公開されているが、情報公開法で対象としているのは公文書以外のものなのか。

三木 両者の対象はまったく同じ。公文書管理法の対象は現用のものであるが、歴史文書も含めて全体が公文書といえる。公文書館に移管するとき、行政機関が条件を付けることもあり、その場合は「要審査」となる。なかには「非公開」となるものがあるが、不服申し立てができる。ただ、歴史文書の利用者は不服申し立てまで進むことが少ない。

参加者 はじめから情報公開だけ訴えただけでは物事が進まない。やはり住民ががんばらなければならぬことがある。そのために入り口の整備も必要ではないか。

三木 情報が非公開のものに対して「争い」が起きるが、情報公開のための仕組みが分からない人が多い。行政は親切ではないが、聞けば教えてくれることもある。教えてくれなければ、他の団体に聞く手もある。
参加者 地方自治体の場合、電

子決裁の仕組みがあまりできていない。録音やDVDは公文書に入れていないケースもある。録音テープはどのように公開されているのか。

三木 録音テープの部分開示は細かいことはできない。何分から何分まで非公開として、それを除いて開示することはあるが、まとめて不開示ということが多い。

「公共」を変えていく ——講演を聞いて

杉山 弘（ネットワーク・市民アーカイブ運営委員）

この日、三木由希子さんが配布したレジメには、41もの項目があり、講演は2時間におよんだ。便宜上、その内容を大別すると、①日本における情報公開制度の歴史、②その過程に顕れた情報公開をめぐる課題、③直近の問題（特定秘密保護法、南スーダン日報問題、森友問題、加計学園問題など）、④「福島原発事故情報公開アーカイブ」の紹介、に整理できる。

ここでは講演で印象に残ったことを中心にたどってみたい。

〈手段・道具としての制度〉

まず三木さんは、情報公開は入口であり、本来はその入口の奥にある中身の問題を論じたい、だから情報公開の話には



歯がゆい思いが残る、といわれた。たしかに情報公開制度は、私たちが政府や行政を監視するための手段や道具であり、私たちの課題は、それによって得られた情報をもとに、いかに監視するかにある。情報公開制度やその問題点を知るには、まずその制度を使ってみるのが大切、と三木さんが強調されるのも、その歯がゆさの裏返しなのだろうと感じた。

この日講演会の参加者には、実際に情報公開制度を使いこなして、さまざまな政策がもたらす問題に取りくんている市民が多く含まれていて、講演後の質疑に、制度の運用についての質問や情報請求の方法についてのアドバイスを求める声が相次いだことも、まずは自分で制度を使ってみることがスタートにな

る、という三木さんの言葉と符合していた。

〈具体的「に伝えること」〉

もう一つ、三木さんが話の中で繰り返したのが、政府や自治体への要望は、具体的に伝える必要があるということだ。「政府の情報公開は不充分だ」「情報公開にこの自治体は消極的だ」と批判するだけでは、政府や自治体は動かないし動けない。どういう情報を出して欲しいのか、その情報があれば、どういうことができるのか、などを説明する必要がある、という。これは、せっかくの労力を市民はできるだけ有効に使うのではないかと、という提案でもある。交渉ごとに定則はないが、相手があるのだから、「具体的に」という三木さんの指示は、行政への働きかけを不可避とする、すべての市民運動へのヒントになるだろう。

現在、三木さんたち情報クリアリングハウスは、森友問題にかかわる電子情報の扱いについて、政府が電子情報を狭く解釈していることには疑念があるとして裁判に訴えているが、これも政府にどのような問題や課題があるのか具体的に示している一例である。

〈情報公開法と公文書管理法〉

情報公開制度は、民主主義の

根幹を支える制度であり、また立憲主義の基礎ともされる。この制度により、政策立案の過程や当否の判断経過を示す情報が市民に公開され、その情報に基づき、市民が政府や自治体の活動を監視できるからである。

民主主義と情報公開、あるいは立憲主義と情報公開の関係を理解したうえで、あらためて日本における情報公開の歴史を眺めると、問題や課題の自覚→克服への模索→法制化、そしてさらなる問題や課題の自覚→克服への模索→法制化（改定）というサイクルが見えてくる。

81年に市民による「情報公開権利宣言」があり、その後各自治体による情報公開条例の制定が政府に先行する。情報公開法が制定されたのは99年である。

三木さんは、この間の流れを市民が主導した情報公開法の制定、一方、立ち遅れや不備が目立つ公文書管理という、2つの視点から説明する。単純化すれば、情報公開を望む市民が公開を牽引し、一方それに消極的な行政は公文書を政策決定時の文書に限るなど情報公開の対象を制約する、となるのだろう。

行政が管理するべき公文書は、政策決定時のみならず、立案過程や判断経過の情報まで含めるべきだと市民が主張し続け、それを認めた公文書管理法

が制定されたのは09年である。行政には、政策の正統性や正当性を示すための文書主義が明治以来あり、だから行政が正しいことを行なってさえいけば、情報公開を怖がる必要はないはずなのに……、と三木さんは付言した。

〈市民アーカイブ多摩の役割〉

私たちが保管する資料群は私文書だから、公文書の公開や管理についての三木さんの講演内容を、そのまま応用することはできない。

しかし、ヒントは多くあった。まず、情報公開をめぐる動静には、私たちがたえず目配りし、耳をそばだてておこうと思いついたこと。南スーダンにおけるPKO活動の日報の問題、あるいは森友問題、さらに加計学園の問題などに際して、市民アーカイブ多摩という、情報をめぐる市民運動を担う者として、なんらかのコメントを発する必要も感じる。

三木さんは、講演の冒頭近くで、情報公開を通して「公」や「公共」を変えていくことで、市民社会が好ましい方向に変わっていくべきだと発言された。これに「公」を変えていくことに繋がればよいと考えることができた。

第3期 緑蔭トーク報告

市民アーカイブ
多摩では、今年度も
緑蔭トークを開催
しています。
今号では第1回
目の報告を掲載し
ます。

第1回 5月27日

悩める女たちと30余年

いろいろな見えてくる

女のミニコミ『マイマイ族』

鈴木美和子(運営委員・同発行人)

創刊は1984年、新潟県長岡市の小学校PTA仲間との同人誌風雑誌から出発しました。パソコン使用の横組みは、当時珍しかったと思います。2年後、編集部は2人に減り、サブタイトル「いろいろな見えてくる女のミニコミ」は昭和が終わった特集(89年)の時から使っています。地域から全国に発信する心意気を表したものです。

私の本拠地が6年間住んでいた長岡から東京に戻り(88年)、相方は理不尽な家庭の事情で降板(89年)。以後は1人で年2回、春と秋に発行して現在に至ります。仕事

での長岡への行き来は通算37年に及び、「東京・新潟二極発信」とも称します。

当初の活動動機は、①理系男社会の住人が30歳を過ぎて知ったPTA女社会の居心地のよさ、②東京育ちが



「子」のような「ご当地もの」も。テーマにふさわしい人材を探して執筆依頼しており、投稿誌ではありません。

見聞。では東京でならさういふ話にはもはや無縁かと言えば、そんなことはありません。執筆者の居住地は新潟県、首都圏(全国各地と幅広く、全員が私の知り合いとは限らず、信頼する友人知人の紹介でネットワークが広がりました。『マイマイ族』の存在を知り、連絡をくれたことが発端で常連となった人もいます。基本は「自らの体験を当事者として書く」。どんな人にも最低1つは書くに値するすごい経験がある!というのが長年の実感です。

□変わらない女性を取り巻く環境

単独編集となった90年以降は、毎号テーマを決めて特集を組み、連載と合わせてB5判50ページ以上のものを発行しています。例えば「冠婚葬祭・女のトラブル」「女の身辺整理」、時には「中越大地震」や「田中真紀

長岡および新潟県で周辺に見た女性の暮らしの現実には、想像を絶するものがあります。家制度が現存するのでは?としか思えない、わかりやすい実例を多く

個人的不満を書き(言語化)、その理不尽さは自分だけの経験でないことを知り(共有化)、背景や意味を考える(社会化)。このようなことに価値があると信じています。創刊34年の現在でも、バックナンバーの話題が古く感じられない現実。女性を取り巻く環境や価値観は、激変したように見えて、根本的な部分ではなかなか変わりません。

80〜90年代頃に隆盛だった女性ミニコミは今や下火で、これは「女性の時代」に活動した人たちの高齢化が一因です。本誌もご多分にもれず、30代前半だった私自身が60代後半。かつて嫁の悩みを語った人たちが、姑としての苦悩を口にしています。

女性関係のイベントでの出張販売で大量に売り上げ、新たな読者、時には執筆者と遭遇できた時代は、過去のものとなりまして。書店の減少も打撃で、今では通販による定期購読が大半です。読者の高齢化は発行部数

2017年度定期総会終了市民アーカイブの4年目 組織基盤の強化に取り組みます

6月18日(日)に2017年度定期総会と、開館3周年記念講演会を開催しました。開館するだけで精いっぱいだった1年目。「資料の活用」をキーワードに来館者による活用を増やす努力をした2年目。資料収集保存の体制整備に力を入れた3年目。そして今年度は、当会の「組織基盤の強化」に重点を置きます。具体的には法人化に向けての検討、及び当会の長期計画策定に着手します。

同時に当会の前身である「市民活動資料・情報センター」の減少に直結します。可能な限り発行を続けるためには新たな読者の獲得が必須で、皆さまにご協力をお願いできればと思っています。(鈴木・記)

■30歳以下(U30)会員の新設

今回の総会で30歳以下の会員については会費を2/3とする案が決定されました。正会員は4千円、賛助会員は2千円(1口)となります。

「緑蔭トーク」第3期

- ◆第3回 9月23日(土・休) 「手作りパンの店・ポムの20年」 中野政子さん(立川市幸町)
- ◆第4回 10月28日(土) 「産婆と産院の歴史と現代の出産」 大出春江さん(大妻女子大学)

ミニコミ紹介

市民アーカイブ多摩が所蔵する、団体や個人が発行する会報・通信・ミニコミを、発行者の方に紹介していただきます。

キラキラ星通信

「無実の死刑囚・袴田巖さん」を救う会は、1980年、最高裁で袴田巖さんの上告が棄却された日に「無実のプロボクサー袴田巖を救う会」として結成されました。90年代は安倍治夫弁護士と共に新証拠の発掘に力を注ぎ、また獄中で精神を病んだ巖さんのため、有志の弁護士と人身保護請求を起こすなどしました。安倍弁護士死後は広報に徹し、清瀬市を拠点として、えん罪・死刑問題等の公開学習会開催や署名活動、メッセージコンサート開催、海外NGOとの連携や本「主よ、いつまでですか―無実の死刑囚・袴田巖獄中書

簡」新教出版社、92年初版、14年重版)の普及を進めています。当初は『袴田通信』の名称で発行していましたが、88年11月から、東京拘置所で巖さんが差し入れのたびにお姉さんに求めた「チヨコレートの名前から『キラキラ星通信』と改称。今年7月に94号を発行する予定です。誌面には、36回を重ねた公開学習会の講演録や写真、活動報告、裁判の動き等を掲載しています。

講師にお呼びしたのは、袴田秀子さん、熊本典道元裁判官、森達也さん、青木理さん、鈴木宗男さん、福島みずほさん、佐藤優さん、菅家利和さん、杉山卓男さん、菊田幸一さん、海渡雄一さん、市川寛元検事、西嶋勝彦弁護士団長をはじめとした袴田事件弁護団の方々などです。講演はテープ起こしをして、8〜10頁のポリウムで掲載しています。

資金がなくなると、印刷、紙折り、丁合を自分たちで行うこともあります。活動メンバーの大半は中高年の女性のため、通常は印



- ・創刊 1988年、1200部、A4判、12-16頁、モノクロ、年3回程度発行
- ・年会費 3600円、購読会費 1200円
- ・tel・fax : 042-394-4127
- ・http://www.h3.dion.ne.jp/~hakamada/
- ・当館所蔵：74,76,82,85-93号
- ▽89号内容＝公開学習会「袴田事件の再審を阻むもの」報告、袴田事件に関する報道、袴田秀子さんメッセージ、活動日誌、新年会のお知らせ、カンパ報告他

じゃんびん

NPO法人「歴史資料継承機構(通称『じゃんびん』)は、歴史資料の永年にわたる保存を目指している団体で、2006年に設立した。

インターカレッジ型ボランティア団体の先達である甲州史料調査会・越佐歴史資料調査会の活動に学び、歴史資料、特に地域に遺された古文書の保存を行うため、次の4つの事業の連携を当会のミッションとして

刷新に依頼しています。発送は約700通を10名ほどで行っており、特約ゆうメールで発送費を抑えています。

2014年3月27日に静岡地裁で再審開始決定が出ましたが、検察が東京高裁に即時抗告したため、3年経つたいまも再審は開かれていません。袴田巖さんは48年ぶりに釈放され、浜松でお姉さんと暮らしているものの「確定死刑囚」のままです。「救う会」では、年金もない巖さんのため、通信で生活支援カンパを募っています。

1日も早く巖さんが再審完全無罪となり、私たちの活動が終了することが究極の目標です。それまでは何とか通信の発行や活動を続け、世論に訴えていきたいと思っています。

(松田由美)



- ・創刊 2006年、1500部、A4判、4頁、カラー、年2回発行
- ・E-mail : info@rekishishiryō.com
- ・http://rekishishiryō.com/
- ・会費：3000円(正会員)、1000円(賛助会員)、団体会員等別途
- ・当館所蔵：16-23号
- ▽23号内容＝富枝宿白子町保福嶋屋小花家文書調査、立科町土屋家文書の保存・調査活動とワークショップ開催、上越市西山家文書調査概要、活動報告他

る。①保存(歴史資料が永年に保存されるよう環境に適した保存処置)、②提供(目録など歴史資料を理解するためのツールを所蔵者や地域へ提供)、③普及(歴史資料を広く理解するためウェブ・報告会・出版物の作成)、④修復(歴史資料の劣化に応じた適切な修復と後継者の育成)。現在、38か所で歴史資料保存・調査活動を行ない、5か所で継続している。

このうち、③普及事業として発行しているのが「ニュースレター『じゃんびん』」である。「じゃんびん」は、年に2回発行し、各事業の内容はもちろん、保存・調査活動の進捗状況やその歴史資料の概要を掲載している。地域に遺された歴史資料の保存には、研究者や研究機関、各自治体はもとより、地域住民や所蔵者の理解や支援がなくては成り立たない。そこで歴史資料の重要性とそこから見える歴史像を伝えるのが『じゃんびん』の使命である。もちろん、年に2回の発

行だけでは十分ではないので、ホームページやブログ、5日に1回程度発行されるメールマガジンも活用している。

すでに、創刊号から10号まではPDFとしてホームページから公開しているが、より多くの方々に読んで頂き、歴史資料保存と活用の重要性を訴えるためには、全号のウェブ公開が不可欠であろう。この点2017年度の普及事業の柱として取り組んでいきたいと考えている。

(西村慎太郎)

■資料ご寄贈のお願い
市民組織や個人が発行している通信や会報(ミニコミ)を収集しています。継続的なご寄贈をお願いします。

■整理ボランティア募集

継続的に資料整理に関わってくださる方を募集しています。市民活動資料には知恵と勇気がいっぱい！ぜひ、一緒に頑張ってください。

どんな時に住民は動くのか？

宮崎省吾

(元横浜新貨物線
反対同盟事務局長)

も、きっかけ
になった。



を埼玉大に寄贈し、前回と同じく、横浜市史資料室がマイクロフィルム化と目録作成を行った。これで、運動側のほぼ全資料が出揃った。これらを基に故・道場親信氏を初めとする若手研究者による60、70年代の住民運動の本格的研究が積み重ねられていくことになる。

記録を公開しない行政・企業
これに対し相手方横浜市・国鉄)には「資料」がないか、あっても秘匿されていて公開されていない。横浜市役所内には、「横浜新貨物線反対運動」に関する「資料」は全くといっていいほど存在していない。当時の担当部局は「企画調整室」(鳴海生泰主幹)だったが、経過を含め対応に関する記録はなかったか、あったとしても破棄されている。

広く指摘されているように、60、70年代住民運動は、戦後民主主義の主権在民などが実は存在せず、明治150年の日本の近代化、ひいては西欧流近代とは一体何だったのかを問うものであった。お上に対して、下々であることを拒否する住民の反乱が、初めて全国的に展開された。そして、三里塚をはじめ多くの住民運動が、武力で鎮圧された。

私がかわった「横浜新貨物線反対運動」※は、その資料を収集、保存、整理するために始まったわけではないし、終わったのでもない。今日「資料」として残っているのは、捨てちゃったのは惜しいというものである。そもそも「資料・保存」という概念がないから、逸散してしまったものも少なくない。

資料の分類・整理・寄贈、
マイクロフィルム化へ

たしかに、敵を知るために、国鉄・横浜市・国の関連資料を必死に集め、分析し、批判した。三里塚や水俣を初めとする当時の住民運動との付き合いから、これら諸運動の資料もかなりあったし、内部の条件闘争派の文書もある。本体の『反対同盟ニュース』などを含めれば、全部で3千点を超える資料があった。

反対同盟の協力で残っていた「資料」を集め、何人かの協働で約40の項目に分類整理した。片手間仕事であったが、かなりの年月を費やした。93年、完全な保管・公開を求めて「住民図書館」に寄贈した。未整理の資料の方が多かったが、主要な部分は整理し得たと思っていた。

私はこの08年の段階で、初期の分類項目の立て方が不十分で、未整理の資料の中にも貴重なもの、分類不可能なものが多数あるのを確認せざるを得なかった。また新たに加わった八木・澤島資料を既存の資料体系に関連づける必要性も痛感した。初めは全部バラして新しく分類項目を立てて、再分類をとも思ったが、とてもその能力と時間はなく、やむを得ず未整理・八木・澤島資料の全点を既存の分類に腕力で押し込む方法をとらざるを得なかった。断続的に埼玉大と立教大(埼玉大から資料移動)に通って作業を終えた。足かけ5年かかったが、他にもかくにも、運動側資料としてはほぼ全体を網羅したものが、公開され、閲覧に供されている。

国鉄の後身JRは民営化によって「一民営会社」で、記録の有無を含めて、お答えすることが出来ないとのことである。警察も和解後、理想的な運動と八木に電話してきたりしたが、当時の対応に関する記録は秘匿のままである。

どんな時に住民は動くのか、その意識形態、行動様式の把握なしに、住民が自らどう未来を選択し、作り上げていくのかという課題を考察していくことは出来ない。その意味で、体制側の対応を含めて、住民の原像を把握するためにアーカイブの担っている役割は大きい。「共謀罪」が成立するいま、つくづくそう思う。(会員)

これを「資料」化する作業を始めたのは、運動が終了した1981年以後である。丸山尚館長の「住民図書館」の仕事から、ミニコミ収集の意味を多少なりとも知っていたこと

97年に資料は、埼玉大の「社会動態資料センター(当時)」に移り、この段階で、横浜市史編集室(当時)の羽田博昭氏に「発見」され、全資料のマイクロフィルム化と目録化を条件に横浜市史資料室でも閲覧出来るようになった。2008年には「すいれん舎」から「横浜新貨物線反対運動資料集」が出版され、また運動代表の八木貞太郎と青年行動隊長の澤島光弘が、個人で所有していた資料(八木日記など)

資料を読み返して強く思ったのは、「記録」を意識しない「記録」の面白さと迫力である。

国鉄や横浜市との話し合い、裁判や収用委員会でのやり取り、どれをとってみても生き生きとした住民側の発言と、相手方の慇懃ではあるが住民無視丸出しの木で鼻くった態度との対比は際立っている。

※1966年から81年までの15年間にわたって、住宅地を貫通する貨物専用線新設に反対した大規模な都市型住民運動。

◇「宮崎さんを囲んでお話を聞く会」を開催します！

日時 10月23日(月)13~15時
場所 市民アーカイブ多摩
※お気軽にご参加ください。

市民アーカイブ多摩の資料棚から⑥ 〈合冊版〉

ミニコミを合冊で残す

現状では市民活動資料はとかく散逸しがちだ。発行者の手元にも残っていないことも多々ある。資料を保存する専用の事務局を持っている市民組織は珍しく、中心になる人の交替、運動に時間を取られて資料保存まで手が回らないなど、人・場所・時間の問題を抱えている。どうしたら「残せる」のか。その1つの方法として、今回は分類別の棚の紹介ではなく、所蔵している資料の中から合冊版に焦点をあてて紹介したい。

合冊作りは労苦と熱意と知恵が必要とされるが、後々先達に学ぶ市民にとっては貴重な資料となるのである。まさに、資料がなければ歴史には残らない。

丁寧な索引で有用な参考資料

代表的な一つとして『千葉市の図書館を考える会 20年』を紹介したい。「千葉市の図書館を考える会」の会報『図書館を考える会』の合冊版で、上下巻に別巻で索引・資料編がつい

た3冊、厚さは合わせて7cmに及ぶ(A4判、同会編集 11年5月14日発行)。上巻には創刊号(1991.5)から79号(2003.3)まで、下巻には80号(2003.5)から127号(2011.3)を収録。巻頭には総目次が掲載。索引・資料編は更に圧巻で、固有名詞・図書館名、指定管理者制度・図書館整備費・除籍資料などの図書館事業内容、更には、読書権、民主主義、まちづくりなど、概念的なことなど、索引として拾うのは難しい用語もある。これほど丁寧に作られた索引は、あまりお目にかかれまい。通信は途中まで手書きでもあり、活字資料の中から項目を拾い出す苦勞が忍ばれる。

各号の通信も、多彩な内容で、参加している市民のみならず、参加してはくかわられた方、講師としてかかわられた方の広がりや深さに圧倒される。図書館に寄せる熱い思い、そしてその思いを行政に対してもきちんと届ける運動は、習うべきことが多く、今後図書館に関わる人にとっては参考資料として長く活用できる。

別資料として「千葉市の図書館」「千葉市の図書館を考える会」の歴史、要望書や意見書、講座後援会学習会・図書館見学記録、会報に出ている図書館や本に関わる資料のリストなど

ども掲載。これだけの濃い内容の会報を20年間ずっと編集し、発行し続けてきた力、そして合冊づくりにつなげる市民の力の大きさを感ずる。そして同時に、「図書館が好き」という気持ちを引き出す「図書館の力」本の力を改めて思う。なお、同会はその後「とよかんふれんず千葉市」と名称を変え、会報『とよかんふれんず千葉』も17年5月現在36号まで発行されている。

(田中ヒロ川会員)



合冊により、見えてくる歴史

当館で保存する合冊版をいくつか紹介する。

□『ゆたかな労働と生活の場をめざして あさやけだより』(社会福祉法人ときわ会)。

1号(1975.5)～377号(2010.10)4冊。発行元のとき

わ会30周年を記念して35年分の通信を合冊。1号分にはほぼ100ページ収録され、1冊約3cm。すべてを読むのは困難だが、合冊されていることで100号ごとの記念号や、会の周年設立の号にあたり、同会及び共同作業所運動の歴史が見えてくる。10年経った、20年経ったという日常の積み重ねの上に歴史があることを実感できる。

□『関釜裁判ニュース 釜山 従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件1993～2013』(戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会編 2014.4)。

通信全号と裁判判決文、関釜裁判の原告ハルモニたちの現在などを掲載。(B5判94頁、5千円)。戦後補償運動や戦時下性暴力の根絶に取り組んできた市民運動の記録を残す意味を、きつと後世の人は読み解くに違いないと感じる。

□『さつき 軌跡30年』(さつき会、1991.5)。さつき会(東京大学女子卒業生同窓会)の会報。30年を記念して30号の通信を復刻合冊。30号には、さつき会の年表とこれまでの著者索引も掲載。東京大学から初めて女子学生が送り出されたのは49年、18人。そして女子同窓

会ができたのが61年。当時の卒業生総数は800人、うち320人が入会したと言う。10周年記念ごとにエッセイ集なども発行している。

□『なくそう戸籍と婚外子差別 住民票続柄裁判交流会通信合本』(1998～2015年、欠号有)。

毎年の通信を次年度初めに合冊。合冊版にはその年の目次一覧も入る。合冊分の通信を保存しておき、かつ毎号の通信に余白を十分取り合冊分の表紙のみ新たに印刷、製本屋で仕上げている形態。同会が通信発行を始めたときから合冊を視野に入れていたことに先見の明を感じる。

□『阿〜亜、噫っ!』(あくあ、あつ) 付関係誌『如林きよみ編 アイ通信社』、『アイサツ代り通信&グループ目高舎通信』の合冊復刻(2002～2013年)。年に1回、時には2年に1回手作りで合冊版を20冊前後作成し、当会、立教大学、国会図書館や地元図書館など全国約20か所に送付し、後世に残す努力をしている。各号には発行元の「目高舎」が紹介された他紙誌の一覧も掲載。時に何年か分の中から選びぬいた『精選集』(2010年)も作成している。(江頭晃子〓運営委員)

アーカイブ多摩 10年誌

◇2016年度データ

総会で報告のあった市民アーカイブ多摩の16年度の数字データを一部ご紹介いたします。

- ①開館日 78回。昨年（15年度）と同じ回数です。②来館者数81人。昨年の約半分に減りましたが、これまでは当館の見学が多かったのですが、資料閲覧を目的にいらっしゃる方が増えました。③データ入力数5728点。通信などのミニコミ1点ずつをデータベースに入力した数です。ほぼ昨年と同数です。④新ファイル作成 185タイトル。寄贈等により新しくファイルを作成した数です。特に原発関係のミニコミが充実しました。

◇17年度体制と運営委員会

17年度総会で、新しい運営委員が2人（鈴木清隆、津村智里）

が増えました。当会設立当初から関わってきた荒井容子が多忙により退任、今年度は12人で活動します。

今年度の運営委員会も第3金曜日の夜7時～9時に開催します。正会員の皆さまの傍聴を歓迎しますので、ご参加くださる方はご連絡ください。

◇岸中友子さん逝去

当会に「市民アーカイブ多摩」の建物を提供してくださっていた岸中友子さん（本紙2号参照）が4月28日に88歳で逝去されました。当館は、緑地保全団体「NPO法人グリーンサンクチュアリ悠」が保護する樹林地内にあります。岸中さんは同法人の理事長であり、土地建物の所有者でもありました。「緑も資料も一緒に後世に残したい」という岸中さんの強い思いに、当会は支えられてきました。ご冥福をお祈りします。

運営委員会など

- 2月17日 第11回運営委員会。参加者7人。会員増減・カンパ者、「市民アーカイブ多摩」当番確認、利用者対応等報告（以上毎回）。他アーカイブ施設訪問報告、16年度活動の振り返りと反省。議案分担。
- 3月17日 第12回運営委員会。参加者6人。助成申請、17年度総会・講演会、活動計画検討、「アーカイブ通信」10号、分類変更案提案他。
- 4月21日 17年度第1回運営委員会。参加者7人。17年度活動方針・総会議案検討他。
- 5月19日 第2回運営委員会。参加者5人。緑陰トーク役割分担、新運営委員検討総会・講演会分担。
- 5月27日 第3期緑陰トーク①開催。参加者14人。
- 6月17日 第3回運営委員会。参加者8人。総会参加状況、当日進行確認。40・50番台新分類番号案説明・意見交換他。
- 6月19日 17年度定期総会、参加正会員14人、委任状参加23人。3周年記念講演会、参加者34人。

来館者・参加者等の声

- ・訪問させていただき、「市民アーカイブ多摩」に足を延ばせば諸々の生活課題についての示唆が得られるという確信を持てたことが何よりも心強い限りです。
- ・百聞は一見にしかず、と言われませんが、やはり現場でお話を直接伺うことは大事であることを痛感しました。
- ・初めて来ました。すてきな場所です。環境がすばらしくてびっくりしました。また来てみたいです。
- ・地図をよく見られなくて、うろろろしてしまいました。緑濃い素敵なスペース。講師のパワーの源を知りたくて話を聞きに来ました。
- ・緑に囲まれた気持ちいい場での講師の話は興味深く、特に場づくりに関して考えさせられました。

カンパありがとう

- 新井勝敏、荒井敏行、加藤敏治、倉橋廣昌、柴田隆行、鈴木美和子、相馬民子、坪井研治、中村修、中村光一、浜地田鶴子、堀内寛雄、町村敬志、松鶴光子、三浦健、山口源治郎、吉田美子、匿名1人、来館者の皆様（2017.2.1～6.30 敬称略）

会員数（2017.6）

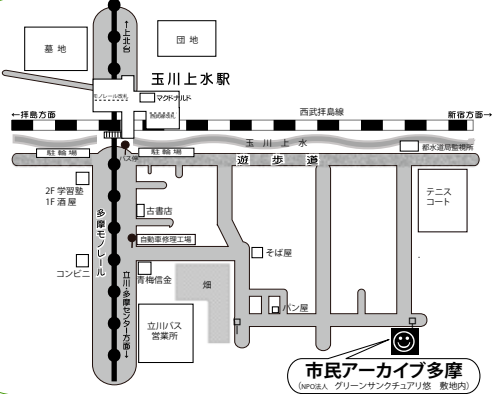
・139人（正会員58、賛助会員81）

◆新規入会ありがごとく（敬称略）

- ・正会員 板垣恭弘、坂内宗男
- ・賛助会員 北恭子、八王子自治研究センター、森井雅人

編集後記

今年私たちは活動の拠点としている「市民アーカイブ多摩」が開館して3年目、節目の年ということもあって、会としても次のステップへ向けた新しい活動を模索している。そして「アーカイブ通信」も今回で気づけば10号目。こちらも新たな企画を検討している。今後の誌面に乞うご期待。（江・鈴・湯・増）



【市民アーカイブ多摩利用案内】

- ・開館日：毎週水曜日、第2・4土曜日（8月中旬・年末年始の休館あり）
- ・開館時間：午後1時～4時 ・入館カンパ：100円～
- ・所在地：東京都立川市幸町5-9 6-7
（多摩モノレール、西武拝島線「玉川上水駅」南側徒歩8分）
- ・電話 & fax：042-536-5535（電話は開館中のみ）
- ・見られる資料：2002年以降に市民活動団体や個人が発行するミニコミ（通信や会報など）1600タイトルほか
- ・ホームページにミニコミのタイトル、発行団体を掲載しています。
www.c-archive.jp